平成２４年（フ）第６７２６号
大阪市都島区中野町５－９－１、住民票上の住所大阪市淀川区十八条１丁目８番41－５号
債務者　岡本　典子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宗川　暢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９７７号
大阪市中央区農人橋３丁目１番10号
債務者　柴田　能明
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　優貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８３９号
埼玉県川越市旭町２丁目13番地２　旭町ビユーハイツ403号室
債務者　北方　　優
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８４０号
埼玉県川越市旭町２丁目13番地２　旭町ビユーハイツ403号室
債務者　北方　米子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８０４号
埼玉県富士見市大字鶴馬3253番地の11
債務者　服部　四郎
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　庸久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８６９号
埼玉県入間市東町２丁目３番23号
債務者　橋本　裕美
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　秀朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１８０号
北海道登別市来馬町462番地
債務者　新井　和幸
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増川　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第３５２号
香川県高松市川島本町342番地７
債務者　松浦　勝利
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　尊載
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６４号
京都府綾部市上延町前田32番地の３　コテージオルバニー203号
債務者　鶴岡　　優
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第４７０号
静岡県駿東郡小山町生土149番地の10　県住小山第二団地１号棟205号
債務者　井上千恵子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４７１号
静岡県駿東郡小山町生土149番地の10　県住小山第二団地２号棟404号
債務者　井上　敏彦
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３号
三重県鳥羽市池上町25番１号
債務者　伊藤　力丸
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第２７３号
茨城県土浦市真鍋２丁目11－３　メゾン新川101号室、住民票上の住所茨城県土浦市西根西１丁目13番15号　サンシャイン西根202
債務者　伊東　利林
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第４２８号
埼玉県行田市大字埼玉3760番地２　髙橋宏方、住民票上の住所埼玉県行田市長野２丁目11番６号
債務者　山田滋比古
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４７３号
埼玉県行田市栄町14番３号　201、前住所埼玉県行田市大字南河原2761番地
債務者　島村慧二郎
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３７７号
千葉県佐倉市臼井田19番地５　ヴィラージュウスイ102号室
債務者　田中　輝子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３８２号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地　19棟109号
債務者　有馬　昂太
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部